

セミナー「信頼できる紙の選択」 森林認証制度の役割

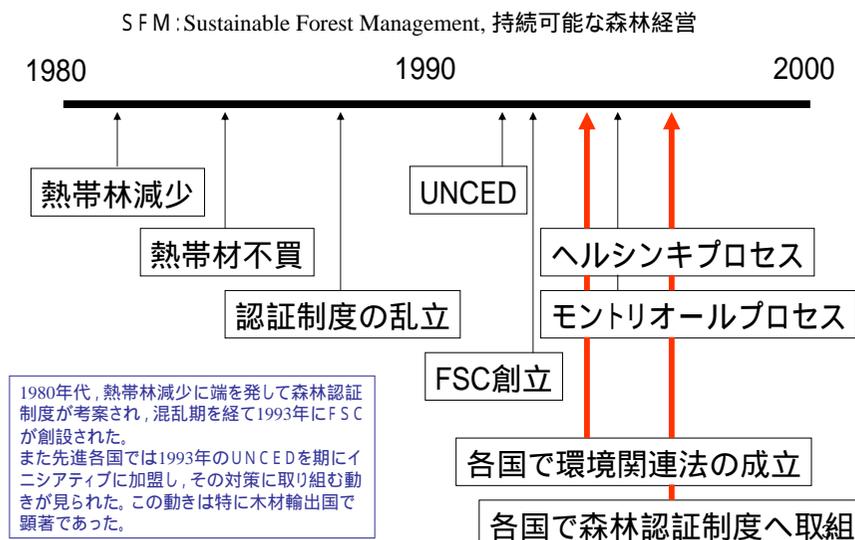
東京大学 大学院農学生命科学研究科
白石 則彦

本日のトピック

- 森林認証制度の発展経過
- 森林認証制度の比較
- 信頼できる紙を選択するために

2

20世紀終盤にかけてのSFMの動き



FSC成立の背景と特徴

- 熱帯林など世界の貴重な森林が減少することを憂える環境保護団体がコアとなった
- 世界のさまざまな社会・経済・自然環境の下ですべての森林タイプを対象とするため, 考え方が普遍的である
- 環境や社会への配慮を最優先
- 認証の信頼性を重視
- 「クリーンさ」は大きな訴求力をもつ

4

「持続可能な森林経営」へ移行した 欧米各国の事情

- **アメリカ**：西部国有林のマダラフクロウ問題から国民の関心が高まる
- **カナダ**：原生林伐採に対するグリーンピースなど国際環境NGOの批判
- **フィンランド**：長年の集約な林業活動が単純な林相の森林を生み出したとの反省
- **ドイツ**：針葉樹一斉林が酸性雨被害に弱いことが露見した

→ Ecosystem Management, Adaptive Management, Landscape Forestryなどさまざまな経営理念が生まれたが、それらには共通する概念が含まれている

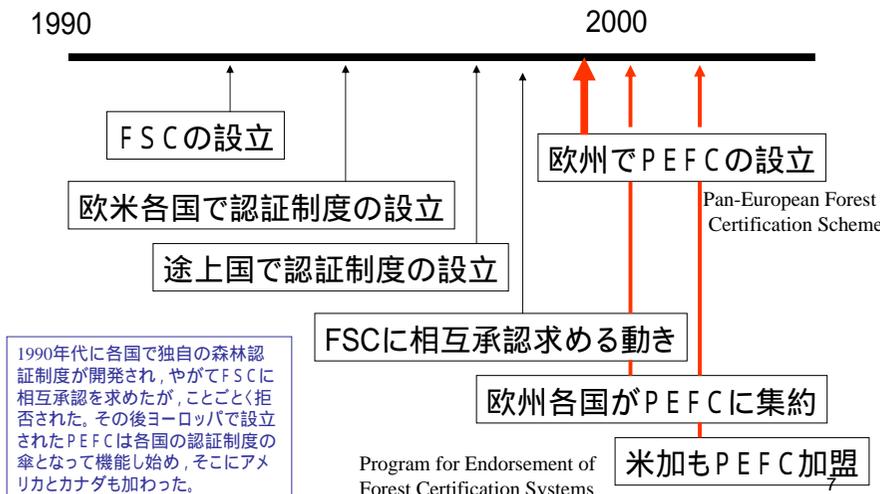
5

FSCと各国の森林認証制度の比較

- **FSC**：
 - 制度や法律をもってよしとしない考え方に立つ
 - 「エコ」を差別化の原動力とし、
 - 率先して認証材市場を切り拓く
- **各国の森林認証制度**：
 - 森林管理の歴史を背景に、制度や法律の遵守を基本とする考え方
 - 認証制度はさらに管理水準を高めるツール
 - 先住民など微妙な問題を合意形成で解決
 - 形成されつつある認証材市場で不利益を避けるため

6

その後、特に森林認証制度に関わる動き



7

FSCとPEFCの構造的比較(その1)

比較項目	FSC	PEFC
認証の対象となる森林	優良な森林経営を選択的に認証	地域のすべての森林の認証を目指す
森林管理の規範	森林管理者はより望ましい方向へ意欲的に取り組むことを期待されている	法律を守ることを最低限とし、それを出発点としてさらに高い水準を目指す
対象とする市場 供給者にとってのインセンティブ	ニッチ市場 商品の差別化: 自社の木材が市場で優位性を発揮(個が単位)	一般市場 市場への参入資格: 自国の木材が貿易で優位性を発揮(国が単位)
認証基準の性質	オンサイトな審査によるパフォーマンスを重視	継続的に改善するためのシステム整備を重視 ISO14000に類似

8

FSCとPEFCの構造的比較(その2)

比較項目	FSC	各国の認証制度
CoCの必要性	認証材を区別するためにCoCとロゴマークは必須	森林経営が認証されていれば商品にロゴマークをつける必要性は高くない
相互承認の可能性	社会性・公共性を重視するため理念では同調しうが、実際にそのような認証制度はFSC以外に存在しない	認証基準を直接比較すると類似性は高くないが、プロセス重視の考え方は相互に通じるものがある
認証制度の基本的性質	地域で制度や法律, その運用が十分でない場合でも適用できることを目指した認証システム	制度や法律, その運用が十分であることを前提に作られた認証システム

9

FSCとPEFCの森林認証制度の対立

- PEFC側からFSCへの批判と対応姿勢 -

- 認証審査にコストが掛かりすぎる
 - 制度や法律を前提せず、ゼロからオンサイトに認証審査をするのだからコストが掛かるのはやむを得ない
- 林業界に厳しすぎる
 - 環境保護団体が中心になって設立されたのだから当然かも。認証基準の求める理念が非常にアンビシャスであることは確か。
- 「認証の三権分立」が確保されていない
 - 森林に限らず「認証」と呼ばれるプロセスでは、基準の制定、認証機関の認定、紛争の調停、をそれぞれ独立した機関が執り行うとの取り決めがある。FSCはすべて自前でやっており、これに従っていない。この指摘はFSCも真摯に受け止めている。

10

FSCとPEFCの森林認証制度の対立

- FSC側からPEFCへの批判と対応姿勢 -

- 世界の森林のことを考えていない
 - 国が作った制度、法律の上に民間団体が森林認証制度をかぶせるという構造のため、その国の中でしか適切に機能しない。しかしそれで十分ではないか。
- 環境, 社会の側面が弱い
 - 認証基準の中に保護林の設定など、法律を越えて踏み込んだアンビシャスな基準がないことが一因と思われる。制度、法律が十分と考える国にとってこうした批判は釈迦に説法だ
- 森林の管理水準を高める保証がない
 - 実践しながら管理水準を高めていくシステム整備の考え方を取っているので改善するはずだ

11

FSC森林認証制度の課題

- 「クリーンさ」はFSCの差別化と訴求力の源泉であるが、それを追求する余り、市場からは「使いにくい」と受け止められ始めている
 - 供給量が伸びない
 - ハードルが次第に高くなっている？
 - 今回のタスマニアGunns社チップ事件はユーザーへの配慮が不足？

12

PEFC森林認証制度の課題

- 多くの国別認証制度の相乗り組織であるため、同じラベルをつけていても中身の実態は一様でない
 - PEFC 各国制度 各認証機関 各経営体審査と、「不均等」を生む「繋ぎ目」が非常に多い
 - いまや「木材輸出国連合」の様相を呈しており、そこでは「国」は中立ではありえない

13

我が国独自の森林認証制度 SGECについて

- ISOの基本的要求を満たしていない
 - 審査機関とコンサル企業が区別されていない
 - 審査機関の選定基準がひどい
- 国際性、共通性の欠如
 - 「日本は木材輸入国」を言い訳にしている
 - モントリオールプロセスに準拠、は基準の順序だけ
- 国内林業の振興を目的としている
 - 業界が作って業界で運営
 - 環境団体も林業振興が環境にも寄与と表明

14

緑の循環認証会議 (SGEC) 運営規定

第13条 審査機関は次の要件を備える者とする

(1) 認証の申請主体とは独立な機関であること

(略)

(4) 他の森林認証制度とは独立した機能的役割を行う機関であること

15

ISOにおける環境規格の分類

環境省HPより抜粋

ISOにおける名称及び該当規格	特徴	内容
タイプI (ISO14024) “第三者認証”	第三者認証による環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者実施機関によって運営 ・ 製品分類と判定基準を実施機関が決める ・ 事業者の申請に応じて審査して、マーク使用を認可
タイプII (ISO14021) “自己宣言”	事業者の自己宣言による環境主張	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品における環境改善を市場に対して主張する ・ 宣伝広告にも適用される ・ 第三者による判断は入らない
タイプIII (ISO14025) “環境情報表示”	製品の環境負荷の定量的データの表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格・不合格の判断はしない ・ 定量的データのみ表示 ・ 判断は購買者に任せられる

16

我が国独自の森林認証制度 SGECについて

- 客観的には「第三者認証」ではなくISO・タイプ の「自己宣言による環境主張」である
- PEFCとの相互承認の可能性は皆無
 - PEFCはISO認証機関を必須としており全く相容れない
- 認証制度としては不十分であるが、例えば合法性の証明などの用途には対応可能

SGECは我が国の「林業改良普及プログラム」と考えるのが妥当であろう

17

信頼できる紙を選択するために 1

- 歴史的教訓からくみ取れること
 - 制度の信頼性は不可欠
 - しかし、市場の要請を無視しても発展しない
 - 現実には、市場は森林認証制度の違いを理解しにくい
 - そこに環境団体等の役割も

18

信頼できる紙を選択するために 2

- 森林認証制度に内在する性質 ~ 易きに流れる ~
 - 認証を欲しいところ取る
 - 認証機関は、認証を与えることがビジネス
 - 厳格な制度・認証機関は淘汰される？
 - クオリティを確保するための制度内外のチェック機構の重要性、そこに環境団体等の役割も

19

信頼できる紙を選択するために 3

まとめに代えて

- ボイコット対策(80年代)から市場メカニズム(2000年前後)、そして現在は社会のマナーに
 - 市場は必ずしもより高い認証を求めてはいなかった
 - 今後、認証が必須となったとき(マナーからルールへ)、差別化が求められる可能性

紙のユーザー企業は、こうしたことをすべて検討した上で、信頼できる紙を選ぶ責任を負っている

20